焼却の原則禁止(法第16条の2)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却することが禁止 されています。

焼却禁止の例外

(法第16条の2)

- 1 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (1) 家畜伝染病予防法に基づく患畜又は擬似患畜の死体の焼却
- (2) 森林病害虫等防除法による駆除命令に基づく森林病害虫の付着した枝条又は樹皮の焼却 など
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活 環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定める廃棄物の焼却(廃ビニー ルの焼却など生活環境の保全上著しい支障を生ずることが想定される廃棄物の焼却は、これら例 外に含まれるものではありません。)

政令で定める廃棄物の焼却 ┃ (法施行令第14条)

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 例)河川管理者による河川管理を行うための伐採草木等の焼却、海岸管理者により海岸管理を行うための 漂着物等の焼却など
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄 物の焼却
 - 例)凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却、道路管理のための剪定した枝条 等の焼却など
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 例)どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - 例)農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海 産物の焼却など
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
 - 例) たき火、キャンプファイアーなどを行う際の木くず等の焼却

※いずれの場合も、失火に注意し、他者の迷惑とならないよう配慮の上で行う必要があります。